

肥料価格高騰対策事業の申込みに係る千葉県内参加農業者向けチェックリスト

取組実施者（農協、肥料販売店等）に申し込む前に、以下の項目を満たしているかチェックを行いましょう。

No.	項目	様式	確認事項	チェック欄
1	農産物の販売実績がある農業者であるか	—	農産物の販売実績（自給飼料を生産する畜産農家は畜産物の販売実績）があり、販売伝票等が保管されている。新規就農者の場合は、農産物の販売が見込まれることを証明できる書類等が保管されている。 ※販売金額は問いません。	<input type="checkbox"/>
2	【申込書類①】 化学肥料低減計画書	業務方法書 参考様式第2号	ホームページの記入例を確認している。 ①春肥で1枚の申請書を作成し、右上の「春用肥料」に○を付けている。 ※「年間」欄は使用しません。 ②氏名（法人・組織名）、住所、電話番号について、記入している。 ③「作付概要」欄については、申請する肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物、または代表的な作物がない場合は作付面積上位の2品目を記入している。その他の作物については、まとめて「その他」として記入している。合計欄には作付面積の合計を記入している。 ※春肥の申請の際には春肥に係る面積を記入してください。 ④「令和4年度又は令和5年度の取組」欄に、確実に取り組むメニューを2つ以上選択し、○を記入している。なお、「前年度までの取組」欄に2つ以上○が付いている場合は、「令和4年度又は令和5年度の取組」欄に、1つ以上の別の取組に○を付けるか、同じ取組であっても1つ以上に◎を付けている。 ※ただし、有機JAS認証、特別栽培農産物（ちばエコ、もっと安心農産物を含む）の認証を受けている、または環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている場合は、取組メニュー欄に○を付ける必要はありませんが、No.5の該当する認証書等の写しを添付してください。 ⑤一番下の「誓約・同意事項」を必ずよく読み、誓約・同意した上で、チェック欄にチェックをしている。また、氏名（自署）欄には消えないボールペンで氏名または法人名等を記入している。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	申し込む全ての肥料が、支援の対象となるか	—	原則として、令和4年11月から令和5年5月までに使用する肥料である。 令和4年11月から令和5年5月に購入または購入が確実な肥料（令和5年の春肥として使用する肥料）である。 ※秋肥で申請した肥料を春肥で再度申請することはできません。 本事業に申し込む肥料は、全て肥料法に基づく肥料である。 ※確認方法は以下のとおりです。 購入した肥料袋に「○○保証票」と表示がある化学肥料や有機質肥料、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示」がある堆肥等が対象になります。堆肥の表示がない場合は、特殊肥料生産届出の有無を堆肥生産者に確認してください。なお、土壌改良資材など「地力増進法に基づく表示」のみの記載があるものは対象外です。 購入肥料である。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	【申込書類②】 申し込む肥料の領収書等・請求書など	任意様式	領収書または請求書の写し（注文時期、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。）を化学肥料低減計画書に添付し、左上ホチキス止めしている。 ※1 注文時期が領収書または請求書に明記されていない場合は、注文時期がわかる書類（注文票など）も併せて添付してください。 ※2 レシートの場合は、購入者の「住所」及び「氏名」を記入してください。また、レシート等で、肥料法に基づく肥料であるかを判断できないような名称の場合、肥料袋に記載された生産業者保証票等から「肥料の名称」及び「登録番号」を記入してください。レシート等に記入するスペースがない場合は、別紙としても構いません。 ※3 領収書または請求書に、肥料法に基づく肥料以外の資材等が含まれている場合は、肥料法に基づく肥料が分かるように印を付けるか、対象外の資材を訂正線で削除していただくとともに、肥料法に基づく肥料の税込み合計金額を余白にメモ書きしてください。 ※4 肥料販売店等の判断により、肥料販売店等が作成した請求額の一覧で対応する場合がありますので、申し込む肥料販売店等にお問い合わせください。	<input type="checkbox"/>
5	【申込書類③ ※該当する場合のみ】 以下の書類のうち、該当するものを添付している。 ●有機JAS認証を取得している場合 ⇒申込み時点において有効な有機JAS認証書及び認証申請書の写し ●ちばエコ農産物認証を取得している場合 ⇒ちばエコ農産物認証書及び認証申請書の写し （申込み時点から起算して過去1年以内に発行されたものに限る。） ●「もっと安心農産物」農産物登録されている場合 ⇒農産物登録通知書及び申請書の写し （申込み時点から起算して過去1年以内に発行されたものに限る。） ●環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けている場合 ⇒当該農業者が所属する農業者団体の以下の①及び②の写し （申込み時点から起算して過去1年以内のものに限る。） ①市町村からの環境保全型農業直接支払交付金の額の確定通知 ②環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書 （環境保全型農業直接支払交付金実施要領 様式第8号+添付様式8）	任意様式	上記No.2の【申込書類①】化学肥料低減計画書の確認事項④の※ただし書きにおいて、有機JAS認証、特別栽培農産物（ちばエコ、もっと安心農産物を含む）の認証を受けている、または環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けており、取組メニュー欄を空欄とした場合、根拠となる認証書等の写しを添付していますか。	<input type="checkbox"/>

6	重複して申し込んでいないか	-	複数の取組実施者（農協、肥料販売店等）に申し込む場合は、支援を受けようとする肥料について重複して申し込むことはできません。 以下の①又は②のいずれか該当するチェック欄にチェックをしてください。	
			①他の取組実施者に申し込んでいない。	<input type="checkbox"/>
			②他の取組実施者に申し込んでいるが、申し込む肥料は重複していない。	<input type="checkbox"/>